



裁判外紛争解決手続(ADR)のご案内

大分初

法務省認証
民間紛争解決機関

開設

家賃を突然
値上げされて
困っています

亡くなった父の
遺産のことでもめていて…

友人に貸したお金を
返してほしいけど
なかなか返してくれ
なくて…

その身近なトラブル、 「話し合い」で解決しませんか？



司法書士が「話し合い」のお手伝いをいたします。

裁判のように大袈裟にしたくない方、
相手との人間関係を壊さずトラブルを解決したい方へ。

ADRとは、裁判以外の方法で紛争を解決する手続のことです。

自分達だけではどうしても感情的になり話が進まない時でも

中立・公正な第三者が入ることで進展する場合があります。

大分県司法書士会調停センターでは、司法書士*が皆さんと、もめている相手との間に入り、
双方の話をじっくり聴きながら柔軟な和解解決を目指します。

*紛争の目的の価格が140万円を超える民事の紛争と家事・相続に関する紛争については、弁護士と共同で調停を行います。

お気軽にお問い合わせください。

大分県司法書士会 調停センター

〒870-0045 大分市城崎町2丁目3番10号

TEL 097-532-7579

電話受付：月～金曜 9:00～17:00 (土日祝は除く)

HP: <http://oitashihoushoshi.com>



ADR(裁判外紛争解決手続)とは?

ADRとは、裁判以外の方法で紛争を解決する手続のことです。

親しい人との間で、トラブルやもめごとが起こった場合、「早く解決したいけれど、裁判のように大袈裟にはしたくない」という方がかなりいらっしゃいます。

しかし、自分たちだけで話をするだけでは、話がかみ合わなかったり、ちょっとした行き違いによって、ますます溝が深くなっていくことがあります。

そのような場合、中立・公正な第三者が間に入ることで、大きく話が進展し、解決することができます。ADRでは、調停人と呼ばれる第三者（司法書士、事案によっては弁護士と共同で）が当事者の間に入ることにより、話し合いをスムーズに進めるサポートをし、最終的にはお互いが納得する解決策を見出すお手伝いをいたします。



進行スケジュール

例 ADRを利用して、Aさんが友人Bさんに貸したお金を取り戻したい

Aさんが当センターで利用相談

Aさん申立書提出

受理決定

不受理(終了)決定

当センターからBさんへ通知送付

当センターからBさんへADRの説明

BさんがADR利用に承諾した場合

第1回調停 調停人同席のもとAさん、Bさんで話し合い

さらに話し合いが必要な場合

第2回調停、第3回調停 実施

合意

終了

Aさん又はBさんが
ADR利用取りやめる

打切り

調停人の判断で
終了

Q&A



どんなトラブルも利用できますか？

民事・家事・相続に関する紛争についてご利用いただけます。

※ただし紛争の目的の価格が140万円を超える民事の紛争と家事・相続に関する紛争は、登記手続への協力を求める目的とするものに限ります。これらの場合は弁護士と共同で調停を行います。

具体的な例

- 友人に貸したお金を返して欲しい
- 隣の家の騒音をなんとかしたい
- 家賃の滞納が長引いている
- 遺産相続で揉んでいるなど



秘密は守られますか？

調停手続きは非公開です。また、調停手続きに関与する者には守秘義務が課せられ、手続きに関する書面は厳重に管理いたします。



相手を強制的に呼び出してもらえる？

当センターで行う話し合いには、強制力はありません。当センターから相手の方に参加いただけるよう働きかけをしますが、相手が出席を希望されない場合は手続き終了となってしまいます。

あくまで当事者同士の解決を目的とするためです。お申し込みいただく前に、まず相手に出席していただけるかを確認されることをお勧めいたします。



裁判とは何が違うのですか？

裁判は裁判官が判断をして結論を出すのに対し、ADRは当事者同士が話し合い、お互い納得する解決方法を見つけています。調停人は原則として判断はせず、話し合いのサポートをします。



費用はどのくらいかかりますか？

申込時に申込手数料として5,000円(税別)をお支払いいただきます。また、1回の話し合い(期日)につき10,000円(税別)と、合意成立した場合その額に応じて20,000円～100,000円(税別)手数料が発生します。



話し合いはどこでしますか？

原則として、大分県司法書士会調停センターで行います。他の場所をご希望の場合は、事前にご相談ください。



話し合いで約束が守られなかったら、センターが強制してくれるのですか？

呼び出しと同様、当センターで話し合われた結果にも強制力はありません。しかし、当センターで行う話し合いは、当事者双方が納得した上で交わす約束ですので、成立した約束を守っていただける可能性は高いといえます。

その他、どんな事でもお気軽にご相談ください。